

# 自転車の乗り方について

## ○自転車登録について

岩手大学では、通学用自転車の登録を推進しています。迷惑駐輪の防止や、放置自転車及び自転車盗難の根絶を目的としています。申請された方全員に許可証（ステッカー）を交付します。



- ・受付時間 8:30～17:00
- ・受付場所 学生センターA棟1階⑧番窓口

## ○自転車の交通ルール・マナー

■ 「**自転車安全利用五則**」（下記）を基本とし、ルールを遵守しましょう!!

### 自転車安全利用五則

- ① **車道が原則、左側を通行**  
**歩道は例外、歩行者を優先**

道路交通法上、自転車は「車両」に位置づけられています。歩道と車道の区別のあるところでは車道を通行が原則です。

車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

- ② **交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**

道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

- ③ **夜間はライトを点灯**

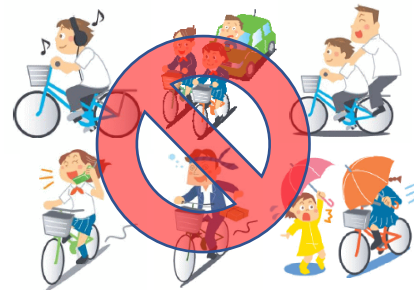
夜間は必ずライトを点灯しましょう。

- ④ **飲酒運転は禁止**

自転車も飲酒運転は禁止です。

- ⑤ **ヘルメットを着用**

大人の着用も努力義務になりました。



参照 自転車の安全利用促進委員会ホームページ

## ■ **自転車は駐輪場に駐車しましょう!!**

駐輪場以外の場所への駐輪、道路へのはみ出し、道路を塞いでの駐輪をしないように心がけましょう。これらは、歩行者や障がい者、緊急車両の通行の妨げになります。

また、自転車の**迷惑駐輪**の苦情が多く寄せられています。悪質な場合は、指導や処分の対象になります。

## ■ **防犯登録を行いましょう!!**

**防犯登録**は、法律で所有者の義務となっています。盗難防止のためにも防犯登録をしましょう。また、**二重ロック**をすることも盗難防止に効果的です。

## ■ **損害賠償保険に加入しましょう!!**

自転車での事故が多発しています。自転車であっても、加害者となった場合は、多額の損害賠償責任が生じる恐れがあります。万が一の事故に備え、**損害賠償保険**に加入するようにしましょう。

※悪質な自転車運転者に「安全講習」が義務化されています。

悪質な自転車運転に対し、安全講習の義務化を盛り込んだ改正道路交通法が平成27年6月から施行されました。信号無視、携帯電話を使用しながらの運転など、14項目の違反を「危険行為」と定め、3年以内に2回以上摘発されると、自転車運転講習(3時間:6000円)を受けなければなりません。

キャンパス内を快適で安全に自転車を利用できるよう、また大学周辺の地域住民の皆様の安全な生活を妨げないよう、ご協力よろしくお願ひします。

## ○岩手大学構内の駐輪場・駐車場

### 押しチャリエリア（歩行者優先エリア）

中央食堂前は、特に昼休み時間は混雑します。歩行者と自転車の接触・衝突を防ぐため、押しチャリエリアでは自転車を押して歩くようご協力を頂いております。

中央食堂前12:00～13:00  
自転車に乗る方は右記の緑・青ルートへ！

### 迷惑駐輪について

学内で、駐輪場以外の場所に駐輪する迷惑駐輪が多く見受けられます。駐輪場に駐輪するようにしましょう。

令和6年度からは、迷惑駐輪の摘発を学生支援課と学生議会運営委員会が共同で行う予定です。

### 施錠の徹底

学内で、自転車の盗難事件が発生しています。被害に遭わないために、短時間でも施錠をするようにしましょう。

